**日本脳炎特例予防接種について**

平成17年度の積極的な勧奨（接種の勧め）の差し控えによって接種機会を逃した方へ、下記の方を対象に特例接種が認められています。

**〇平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方**

従来の接種期間を20歳未満まで延長されました（20歳未満であれば定期接種として取り扱うことができます）。接種を希望される方は、新たに予診票を発行します（特例対象者用予診票）ので、母子健康手帳を持参の上、宇土市健康づくり課にお越しください。